

令和2年第3回安城市議会定例会請願文書表

令和2年9月1日

番 号	請願第24号	受理年月日	令和2年8月21日
件 名	令和2年6月18日、総務企画常任委員会での請願2号における各委員の発言について、質問に答えていただくことを求める請願		
提 出 者	森 三 長 他1名		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
要 旨	<p>請願の趣旨</p> <p>令和2年6月18日の総務企画常任委員会において、本市の最高規範、憲法である安城市自治基本条例関連の4つ請願の審議が行われ、ここで各委員が不採択理由等を述べられました。</p> <p>その発言では法的、論理的な説明がほとんどされておらず、多くの疑問を感じざるをえないものであり、本条例と議会基本条例の趣旨、及び議会基本条例第5条2項に従い意見交換会の開催を求めたところ、大屋明仁議長様の各議員個別に対応してほしいとのご指示に従い、今年7月に書面で議員各位に質問書を提出させていただきました。</p> <p>しかし、どうしたことか条例を遵守すべき議員さんからは全く回答がありませんでした。市の最高規範、憲法である本条例、及び議会基本条例の遵守をお願い申し上げます。</p> <p>ここに、日本国憲法 第16条（請願権）、地方自治法 第124条（請願の提出）、自治基本条例第6条、第9条1、第10条2、第11条、第24条2と3、議会基本条例第2条3、第3条2と5項等に基づき、以下の質問全てに対して、法的、論理的、客観的な根拠を基にした明快な説明をお願いし、『説明責任』（議会基本条例 第3条5項）を果たしていただくことを求めます。</p> <p>○質問1・・・宗 文代議員の発言について質問します。</p> <p>1、条例は簡潔にして分かりやすい表現であるべきと言われるが、条例の意味、真意等は条文に入れるのが当然ではないですか？また、条文にある『市内で活動を行う者』を、たとえば『市内でまちづくり活動を行うもの』とすれば良いのではないですか？解説部分を条文に入れることがなぜ簡潔で分かりやすいものでなくなるのか説明して下さい。</p> <p>○質問2・・・鈴木 浩議員の発言について質問します。</p> <p>1、公序良俗に反する活動はそもそも歓迎も容認もしていない、公序良俗に反することを助長、容認する法令は考えられないと言われるが、そもそもそんなつもりで法令が作られることはあり得ないことは当然ではないですか？しかし、神様が作るわけではないので結果的にそうなる危険性がある法令、つまり、法令の抜け穴がある法令を作ってしまう可能性はあるのではないですか？本条例もそのようなものかもしれません。そもそも、なぜ自民党は小冊子まで作り、また各県連に対して本条例の懸念を示しているとお考えかお聞きします。</p> <p>2、鈴木議員は自民党公認議員とお聞きしていますので伺います。自民党の小冊子が指摘している問題や危惧が、本条例には無いという根拠を1つ1つ合法的、論理的かつ具体的に説明して下さい。</p>		

○質問3・・・辻山秀文議員の発言について質問します。

1、県内他市のいくつか条例を確認したが、本市と同様の内容であったと言われますが、確かにこの条例の多くは、以前から白山議員も指摘してみえますが、自治労が先導・扇動し、ある策定マニュアルに沿ってつくられているようで、他市町村における条例はどこも章立て条立てから内容までほとんど同じものです。

そのように作為的条例であることを理解していただきたいと思います。

そもそも、議員として他市と同様だから問題ないという理由はいかがなものでしょうか？また、刈谷市、大東市、三次市、米原市等は市民の定義に『市内で活動を行う者』がありません。こうすれば、この条例の危険性をほぼ回避できると考えますがいかがでしょうか？他にも野洲市は市民活動の定義を設け危険回避の手段を講じていると思えますが、いかがお考えになりますか？

2、市長の公約違反という背景があるとしても、本条例は議会の議決を経て制定されていて文字だけを見て判断するべきものではないので、市長の公約違反には当たらないと考えられると言われました。それは請願第2号の本質ではありませんが、ならば、対象が住民から市民と別物になったことを市長や議会はどのように住民に告知したのでしょうか？また、当時議会は住民と市民の区別がついていたのでしょうか？区別がついていたというならその証を示してください。さらに、議会はどのような理由で対象の変更を認めたのでしょうか？ご説明ください。

○質問4・・・二村 守議員の発言について質問します。

1、全国のほとんどの市で市民を条例に記載している。他市でも市民の定義を本市と同じような使い方をしていると言われるが、辻山議員の質問1と同じ質問をさせていただきます。

2、審議会答申内容に付随した解説部分の資料に「市民についての限定条件」があったかと思えます。

そこについて「杉浦正敏さんは、これでいい、解説にあればいい」と話したと発言されました。ここについて確認させてください。

このような内容で話したという証拠は当然あると考えます。立証をお願いします。

合理的な観点から言うならば、会議終了後、担当課に、「なぜ条例に入れなかったのか」という確認をしています。(注:ここについて、そのような確認はなかったと担当課が否定されても当方は一向に構いません) ここから見ても、上述の発言は、真意は疑問です。

ひとの発言の一部を切り取って利用されることは、およそ、議員さんたるものが、単なる一般住民に対して発言されることとして妥当なものなのでしょうか？しかも、3か月以上前のことであり、このような立証が困難な「言った、言わなかった」レベルのことで持ち出されるとは予想外でした。よほど、お困りのことでもあるのでしょうか？反論は、立証可能なことだけを基にいただければそれでよいのです。

白山議員も私らも、常に個人的に名誉棄損にだけはならないよう細心の注意を払ってきました。

3、市民の定義をそのままにして、逐条解説で明確にすることで十分と言われるが、解説は法的根拠がないもので、いわゆるメモ書きみたいなものであることを理解されておられるのでしょうか？そのようなものが十分であるとする法的根拠は何でしょうか？市が思い切って付け加えた限定条件などどうでも良いものだとお考えになるのでしょうか？

要

旨

○質問5・・・寺沢正嗣議員の発言について質問します。

1、安城市の場合危険は無い、市民はバカでない。危険な条例であれば廃案にするとされるが、何を根拠にしてそうおっしゃるのか？

現実として、住民も、議員も、市も条例には無関心で、本条例に限らず、違法で理不尽な条例が作り続けられてきた現実をどのようにお考えになりますか？例えば、(白山議員が指摘した)市民参加条例や市民協働推進条例、及び議会基本条例や議員政治倫理条例、さらには多文化共生プラン等に問題は無いとおっしゃるのですか？その理由は何でしょうか？法的根拠をもってご説明ください。

○質問6・・・松本佳栄議員に質問します。

1、総務企画常任委員会の委員長様として、上記の質問について総括した感想をお聞きします。

あわせて、議員の皆さまに誠実にお答えいただくようにご指示・ご配慮をお願い申し上げます。

請願事項

質問にお答えください。

なお、前回の請願4通にて出されたような質問がある場合は、誠実に回答するつもりです。総務企画常任委員会の請願審査日を除き、7日前までに請願者に届くよう、その内容を文書にて、議会事務局経由で、お寄せいただくことを希望いたします。なお、メールでの回答をする場合のためにアドレスを明記願います。